

No. 39 公益財団法人 岩手育英奨学会

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	公益財団法人 岩手育英奨学会			所管部局 室・課等	教育委員会事務局 教育企画室	
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律			代表者 職・氏名	会長 遠藤 洋一	
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	昭和42年7月14日 (平成26年8月1日公益法人へ移行)		事務所の所在地	〒020-8570 盛岡市内丸10-1 教育委員会事務局教育企画室内		
			電話番号	019-623-2050		
			HPアドレス	http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/		
資(基)本金等	525,000,000 円		うち県の出資等 ・割合	410,958,867 円	78.3%	
設立目的	岩手県に住所を有する者の子女で、有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）及び専修学校の高等課程の修学が困難な者に対し、学資の貸与その他育英奨学上必要な業務を行い、もって社会有用の人材を育成する。					
事業内容	1 予約採用 中学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中等部の3年生で、翌年度に高等学校等への進学を希望する者を対象として募集・選考し、翌年度進学後奨学生として奨学金を貸与する。 2 在学採用 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部に在学し、奨学金の貸与を希望する者を対象として募集・選考し、奨学金を貸与する。 3 緊急採用 高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部に在学し、家計急変の事由により緊急に奨学金の貸与が必要な者に対して募集・選考し、奨学金を貸与する。					
常勤役員の状況	合計	0 名	うち県現職	0 名	うち県OB	0 名
	平均年収 ※	千円	平均年齢 ※	才	※令和4年度実績	
常勤職員の状況	合計	4 名	うち県派遣	1 名	うち県OB	1 名
	平均年収 ※	3,463 千円	平均年齢 ※	57.3 才	※令和4年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	有能な素質を有しながら経済的理由により就学が困難な高校生等に奨学金を貸与し、就学機会を確保する。
---	--

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

県内には、対象者等の条件を限定して奨学事業を実施している団体はあるが、県内全ての高校生等を対象として採用しているのは当法人のみである。 また、当法人の奨学事業は、採用者数が多く、貸与金は無利子であるため、営利を目的としている民間企業等が実施することは困難である。
--

(2) 県直営との比較(機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み)について

当法人は、昭和42年度から奨学事業を実施しており、業務遂行上のノウハウを蓄積している。 また、平成16年度に旧日本育英会の奨学金事業が都道府県に移管される際に、事務の効率化とサービス水準の維持のため、実績のある当法人において事務処理を行うこととした経緯もあり、県直営に比べて優位性がある。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

当法人は、岩手県内において全ての高校生等を対象として奨学事業を実施している公益法人であり、有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校等の修学が困難な生徒に対し、奨学金の貸与により教育の機会を確保し、人材育成に大きく貢献していることから、県は、当法人が事業を円滑に実施できるよう、必要な支援と日頃からの情報共有を行い、効果的な施策推進を目指す。

Ⅱ 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	奨学生採用枠の確保	① 基準を満たす希望者全員を採用	希望者全員採用済		
取組内容	滞納金の発生防止及び回収強化、寄附金の増加等により原資を確保し、奨学金を希望する者のうち、基準を満たす者は全員採用した。 ・新規貸与者数：タイプA…63人、タイプB…15人、タイプC…25人 ・年度末時点の貸与者数：タイプA…179人、タイプB…53人、タイプC…51人 タイプA…旧日本育英会から事務の移管を受けた奨学金貸与事業 タイプB…法人の独自事業である奨学金貸与事業 タイプC…東日本大震災津波により被災した世帯の高校生等を対象とした奨学金貸与事業				
課題	奨学金原資の確保、基準を満たす奨学生希望者全員の採用は出来ていることから、今後は、制度の周知強化による真に奨学金を必要とする奨学生希望者の掘り起こしを行う必要がある。				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	奨学金貸与資金の確保（法人独自事業分）	① 独自事業の財源となる寄附金の確保（H30見込（5,500千円）の維持）	6,165千円		
組内	これまでの寄附状況を踏まえ、依頼する事業者を見直すとともに、新規開拓に努めた。				
課題	寄附金収入は、概ね順調に確保されているが、滞納額の増加がみられることから、引き続き寄附金を広く募って増額を図る必要がある。				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	奨学金制度の周知	① ・ホームページの充実 ・中学校、高校等へのパンフレット等配布	実施済		
取組内容	ホームページを最新の情報となるよう適時に更新するとともに、年度当初には、中学校や高等学校及び市町村等の関係機関へ、募集案内やポスター等を送付した。				
課題	令和5年度から新たな奨学金（大学等進学支援：タイプD）を募集することを踏まえ、中学生、高校生（奨学生）の視点からの効果的な周知のあり方を検討して行く必要がある。				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	滞納率の減少及び未回収債権の整理促進	① マニュアルに沿った督促を定期的に行い、延滞金の回収の強化に努める。	滞納率 9.71%		
取組内容	マニュアルに沿った督促を行った。また、債権回収委託業者による回収対象を拡大するなど、債権回収業者への委託により効率的な債権回収を進めた。 参考：返還残額 R3 1,773,611千円 → R4 1,533,828千円（△239,783千円） 滞納額 R3 153,551千円 → R4 148,869千円（△4,682千円）				
課題	貸与者の減少により返還残額は減少したが、長期滞納者に係る滞納額が減少しなかったことから、滞納率が増加した。マニュアルに沿った通常の督促を効果的に行うため、滞納者のうちの住所不明者の解消（連絡先の分かる者への聞き取り等）に努めるとともに、滞納期間が長期にわたる滞納者の適切な債権の償却や、督促に対応しない者については債権回委託業者による回収対象の拡充を図るなど、滞納額の減少に向けた取組を効率的に促進する必要がある。				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	返還口座振替制度の既返還者への周知及び利用拡大	① 返還期に合わせて制度を周知し、利用率の向上を図る。	口座振替率 95.2%		
取組内容	返還案内時に制度を周知するとともに、口座振替制度未実施返還者には、督促時など機会を捉え利用を勧めた。				
課題	返還案内時に返還がしやすい制度の周知を進めるとともに、口座振替制度利用の強化、振替口座管理（残高不足解消）の周知を進める必要がある。				
3	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	職員の業務遂行能力の向上	① 研修等により職員個々の能力開発に取り組む	3名による職員体制を維持・継続し、必要な研修会等へ派遣		
取組内容	新任職員は業務に必要な研修（社会保険、公益法人等）等に参加するほか、新規債権管理システムの操作研修など、職員の自己開発力の向上に取り組んだ。 また、職員間の適切な事務分担による効率的な業務運営を行った。				
課題	奨学生や貸付件数は減速傾向にあるものの、滞納金が増加傾向にあり、その縮減、債権回収は、煩雑で困難な業務であることから、引き続き、個々の職員の能力の向上のほかに、職員間の適切な事務分担による効率的な業務運営が必要である。				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度					令和4年度					令和5年度				
		県現職 （特別職）	県現職 （一般職）	県OB	その他		県現職 （特別職）	県現職 （一般職）	県OB	その他		県現職 （特別職）	県現職 （一般職）	県OB	その他
常勤															
非常勤	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3
計	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3	9	1	1	4	3

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 （役員兼務）	1			1	1			1	1			1
	一般職	3	2	1		3	2	1		3	2	1	
	小計	4	2	1	1	4	2	1	1	4	2	1	1
非常勤	管理職 （役員兼務）												
	一般職												
	小計												
計		4	2	1	1	4	2	1	1	4	2	1	1

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「（役員兼務）」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職						1	1
	プロパー							
	県派遣							
	県OB						1	1
	その他							
	一般職				1	2		3
	プロパー					2		2
	県派遣				1			1
	県OB							
	その他							
計					1	2	1	4

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕

役員については全員非常勤であり、人数も概ね適切なものと考えている。

職員数については、プロパー2名と県OB1名の職員体制を維持・継続しており、経営に大きな支障をきたすことはないものの、業務が専門的で多岐にわたることから、適正業務の確保の観点から職員数の検討も必要と考える。

〔県の関与の状況について〕

常務理事である県教育長から法人経営を総括的に指導いただいております。また、県派遣の事務局次長に適正な業務処理についてチェックしていただいております。

〔職員の年齢構成について〕

管理職が県OBで60代であり、一般職のプロパー職員も50代であることから、今後は将来を見据えて若い世代へ引き継ぐことも検討が必要と考える。

Ⅳ 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)						
区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
貸借対照表	資産	5,146,463	5,080,837	4,967,039	▲ 113,798	
	流動資産	17,269	15,724	18,249	2,525	
	うち現預金	10,979	8,852	11,396	2,544	
	うち有価証券	0	0	0	0	
	固定資産	5,129,194	5,065,113	4,948,790	▲ 116,323	
	基本財産	538,220	521,691	494,362	▲ 27,329	
	うち投資有価証券	536,632	520,102	492,819	▲ 27,283	
	特定資産	4,576,692	4,528,945	4,440,200	▲ 88,745	
	うち投資有価証券	1,013,350	986,800	1,508,450	521,650	
	その他固定資産	14,282	14,477	14,228	▲ 249	
	うち投資有価証券	0	0	0	0	
	負債	3,238	3,738	2,889	▲ 849	
	流動負債	3,238	3,738	2,889	▲ 849	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	固定負債	0	0	0	0	
	うち有利子負債	0	0	0	0	
	正味財産	5,143,225	5,077,099	4,964,150	▲ 112,949	
指定正味財産	4,364,107	4,315,142	4,233,530	▲ 81,612		
一般正味財産	779,118	761,957	730,620	▲ 31,337		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
正味財産増減計算書	経常収益	51,769	67,911	68,852	941	
	経常費用	50,518	67,010	68,857	1,847	
	事業費	48,553	65,014	66,650	1,636	
	うち人件費	9,760	9,978	11,060	1,082	
	うち支払利息	0	0	0	0	
	管理費	1,965	1,996	2,207	211	
	うち人件費	1,132	1,171	1,320	149	
	評価損益等増減額	▲ 16,440	▲ 18,040	▲ 31,310	▲ 13,270	
	当期経常増減額	▲ 15,189	▲ 17,139	▲ 31,315	▲ 14,176	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	当期経常外増減額	0	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	22	22	22	0	
	当期一般正味財産増減額	▲ 15,211	▲ 17,161	▲ 31,337	▲ 14,176	
当期指定正味財産増減額	▲ 21,580	▲ 48,965	▲ 81,612	▲ 32,647		
正味財産期末残高	5,143,225	5,077,099	4,964,150	▲ 112,949		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	内容
県の財政的関与	長期貸付金残高	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（運転資金）	0	0	0	0	
	短期貸付金実績（事業資金）	0	0	0	0	
	損失補償（残高）	0	0	0	0	
	補助金（運営費）	10,456	11,708	12,311	603	高校奨学事業費補助金
	補助金（事業費）	14,604	12,744	13,490	746	高校奨学事業費補助金
	委託料（指定管理料除く）	0	0	0	0	
	指定管理料	0	0	0	0	
	その他	0	0	0	0	
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務指標	自己資本比率（％）	99.9	99.9	99.9	0.0	=正味財産/総資産×100
	流動比率（％）	533.3	420.7	631.7	211.0	=流動資産/流動負債×100
	有利子負債依存度（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	=有利子負債/総資産×100
	管理費率（％）	3.9	2.3	3.2	0.9	=管理費/経常費用×100
	人件費比率（％）	21.6	16.6	18.0	1.4	=人件費/経常費用×100
	独立採算度（％）	81.8	83.9	82.1	▲ 1.8	=（経常・経常外収益-補助金【運営費】）/（経常・経常外費用）×100
	総資本当期経常増減率（％）	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.3	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	増減(令４-令３)	
財務評価	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)	

※財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

〔貸借対照表・正味財産増減計算書について〕
基本財産及び特定資産の減少は、運用債券に係る時価評価額の減少が共通する理由である。また、特定資産にあっては、震災特例分（タイプC）に係る償還免除による奨学金貸付金C資産の減少も要因である。
正味財産増減計算書において経常費用の事業費に年度間の増減があるが、これは震災特例分（タイプC）に係る返還免除額Cが年度によって増減するためである。

〔県の財政的関与について〕
安定的な事業の運営の確保には、県の高校奨学事業費補助（人件費等事務費の補助）によるところが大きく、引き続き所要額の補助が必要である。
また、同事業費補助の震災特例分についても、被災した世帯の高校生への継続な支援のため、引き続きいわての学び希望基金を財源とする県の補助事業の継続が必要である。

〔財務指標・財務評価について〕
財務指標には大きな課題はないと考えるが、奨学金の貸与額が逡減していく一方で、返還金の滞納額が増加傾向にあることから、債権回収と事業効果の確保が課題である。

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	奨学生採用枠を確保するため、奨学資金の確保（寄附金）に努めるとともに、各学校と緊密な連携のもと奨学金制度の周知を図り、奨学金を希望する者のうち、基準を満たす者は全員採用するなど、県内の高校生等の修学機会を確保に寄与している。
所管部局	有能な素質を有しながら経済的理由により高等学校等の就学が困難な生徒に対し奨学金の貸与を行い、就学機会の確保に貢献している。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	県内には、対象者等の条件を限定して奨学事業を実施している団体（公益法人）はあるが、県内全ての高校生等を対象として採用できるのは当法人のみであるほか、採用規模や貸与条件（無利子）などの面を考慮すれば、他団体が事業を代替することは困難と考える。
所管部局	法人の奨学事業は、採用者数が多く、貸与金は無利子であるため、営利を目的としている民間企業等が実施することは困難であることから代替性はない。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	適時会長及び常務理事の指示指導を受けながら、限られた人員体制で業務を円滑かつ確実に執行するため、事務局長を中心に職員が高等学校等の修学状況の環境変化や、奨学金返還状況等について常に情報共有を図るとともに、課題事業に対しては職員間で連携しながら取り組んでいる。 また、多額の金額を取り扱う専門性のある法人会計処理の適性を確保するため、民間会計事務所による定期的な業務支援とチェックを委託している。 なお、コロナ禍における業務執行体制を維持するため、輪番によるテレワークを導入するなど、職員の感染による業務の停滞が生じないよう対策に取り組んでいる。
所管部局	事務局長を中心に情報共有が図られ、職員間の連携体制が確立されているとともに、適正に応じた事務分担により効率的な業務運営が行われている。 また、コロナ禍においてもテレワークを導入し、業務体制の確保が図られており、法人の評価は妥当である。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	当法人の業務は、その性質上プライバシーに関わる情報や、金銭や利害に関わる情報等、取扱いに十分に配慮しなければならないことが多いことから、業務執行に当たっては、職員が常に情報を共有しながら相互に確認、チェック等を行って適正な業務の確保を図っている。
所管部局	プライバシーに関わる情報等は常に職員間で情報共有、相互チェック等が行われ、リスク管理は適切に行われている。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	滞納金の回収に向けた取組を強化しているが、長期滞納者の増加により、滞納額が増加していることから、債権回収業務の委託対象を拡大しながら滞納金の回収を行うとともに、奨学生の現状を考慮した償還計画の変更等、滞納の未然防止にきめ細かく対応している。
所管部局	奨学生の現状を考慮しながらきめ細かく対応しており、滞納の未然防止に努めている。 一方で長期滞納者が増加傾向であるため、その縮減に向けた取り組みが求められる。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	運用益の減少により運営費に見合う独自財源が確保できない状況にあることから、円滑な奨学金事業運営のために、必要な補助を継続する必要がある。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	ホームページを開設し、業務及び財務等に関する情報を国の指針等に基づき公開している。 公開情報は、トップページから直接アクセスできるよう利用者の利便性を考慮し、最新の情報を公開している。
所管部局	事業内容や財務諸表等をホームページに掲載し、随時情報を更新しており、適切に公開されている。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。
所管部局1	県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 法人は、経済的な理由により就学が困難な高校生等に奨学金を貸与し、就学機会を確保する重要な役割を担っています。必要な貸与資金の確保及び法人の安定経営の観点から経営改善目標を3つ設定していますが、その設定された目標について、県民には目標の達成度合いの測定が困難な目標値が設定されているものと見受けられます。具体的には、どのような内容の取り組みを、どの程度のレベルで実施したことで目標が達成されたものとするのかの確認が困難となっています。目標値の設定はPDCAサイクルの起点として重要であり、中期経営計画策定の際に、目標値設定の改善を行う必要があります。	実施済	次期中期経営計画において、事業の特殊性も考慮しながら目標の達成度合いの測定が可能な定量的な目標及び目標値を設定した。	R5.3
	2 「V法人及び所管部局の評価」の「組織マネジメントの確立」について、記載内容が事業運営の方針についての説明に終始しており、令和2年度に法人が取り組んだ実績、その効果及び課題の確認が困難な評価となっています。実効性のあるPDCAサイクルを運用するため、適切な評価を行う必要があります。	実施済	令和3年度の実績に係る評価においては、指摘のあった視点で評価をし記載した。	R4.6
所管部局	1 「V法人及び所管部局の評価」の「組織マネジメントの確立」について、法人の記載内容が事業運営の方針についての説明に終始しており、令和2年度に法人が取り組んだ実績、その効果及び課題の確認が困難な評価となっています。指導監督の責務を担う所管部局として、法人の評価が適切なものであるか否かについても含めて、所管部局としての評価を行う必要があります。	実施済	法人の令和3年度の実績に係る評価は、指摘のあった視点で評価されており、その内容の適切性を含めて評価を行った。	R4.6
	2 県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われます。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	実施済	運用益の減少により運営費に見合う独自財源が確保できない状況であり、円滑な奨学金事業運営のために、補助を継続することが妥当であると判断した。	R4.6

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	次期中期経営計画において、事業の特殊性も考慮しながら目標の達成度合いの測定が可能な定量的な目標及び目標値を設定した。	R5.3
	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	過去に指摘を受けた目標達成度合いの測定が可能な定量的な目標の設定や、課題解決に向けた取組等について検討を行うなど次期中期経営計画の策定に積極的に関与した。	R5.3
所管部局	2 県は法人に対して運営費の補助を行っています。本来、運営費については法人の自主財源で賄うものであることが原則であるところ、法人の担う事業の重要性及び法人の経営状況を鑑みて、県として財政的関与を行っているものと思われ。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、県の関与の必要性及び妥当性（手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で運営費の補助を行う必要があります。	実施済	運用益の減少により運営費に見合う独自財源が確保できない状況であり、円滑な奨学金事業運営のために、補助を継続することが妥当であると判断した。	R5.6